

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政
令案要綱

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）の施行期日は、平成十七年十二月二十二日とすること。